

【事業所用】 Chambersカード入会申込書

Chambers Card

経営に安心と信頼の一枚。



ご入会のお申込み、ご相談は各地商工会議所またはカード発行会社へどうぞ

実施商工会議所

※以下をよくお読みのうえ、お申込みください。

■反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

当方は次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当し、(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて当方は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格を取り消された場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。これにより損害が生じた場合でも貴社に何ら請求は行わず、一切当方の責任といたします。

- (1) 当方は、当方(当方の代表者その他当方の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下これを「暴力団員等」という。)またはテロリスト等(疑いがある場合を含む)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等またはテロリスト等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等またはテロリスト等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用して認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等またはテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 当方は、当方(当方の代表者その他当方の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む)が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 貴社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他各号に準ずる行為

■Chambersカード会員特約(法人用)

2025年12月9日改定

第1条 (本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員およびカード使用者等に対し、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)(または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。))の「法人会員規約(ビジネスカード用)」(以下「会員規約」といいます。))の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
 2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。
- 第2条 (本カードの名称と入会方法)**
1. 本カードは、三菱UFJニコスと日本商工会議所が包括契約をし、カード会社と日本商工会議所および実施商工会議所(以下合せて「会議所」といいます。))との提携のもとで、カード会社が発行する次のクレジットカードをいいます。
 - Chambersカード
 2. 入会を申込み法人または個人事業主および当該法人または個人事業主により指定された会社の役員、社員もしくは個人事業主本人は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。))を承認のうえ、カード会社および会議所(以下「両者」といいます。))に入会を申込みものとします。
 3. 両者が入会を承認した、会員およびカード使用者等は、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」といいます。))と会議所の会員資格(以下「会議所会員資格」といいます。))とを有するものとします。

第3条 (会員資格取消等)

1. 会員またはカード使用者等に会議所の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等会議所会員資格を有するに不相当であると認められた場合、会議所は、何らの通知、催告を要しないで当該会員またはカード使用者等の会議所会員資格を取消することができるものとします。これにより会員が会議所会員資格を喪失した場合、そのカード使用者等も当然に会議所会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が会議所会員資格を喪失した場合、カード会社は、当該会員のカード会社会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、会員は、会議所またはカード会社の指示に従って、ただちに本カードをカード会社に返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条 (特典およびサービスの利用)

1. 会員またはカード使用者等は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員またはカード使用者等は、会議所が提供する特典およびサービスを受ける場合、会議所所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条 (年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	ゴールド会員	一般会員
カード使用者等1名の場合	11,000円	275円
カード使用者等2人目より1名につき	2,200円*	275円*

ただし、DC法人会員規約およびChambersDCカード会員特約(事業所用)に定めるところに従い入会した場合の本カードの年会費は、以下のとおりとします。

なお、ゴールド会員の場合であって、法人会員規約(ビジネスカード用)およびChambersカード会員特約(法人用)に定めるところに従い入会したカード使用者等の年会費は、以下にかかわらず、1名につき2,200円とします。

(税込)

	ゴールド会員	一般会員
カード使用者等1名の場合	11,000円	275円
カード使用者等2人目より1名につき	2,200円*	275円*
カード使用者等6名以上	1法人につき22,000円*	1名につき275円*

*2人目以降のカード使用者等の年会費は、1人目のカード使用者等の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、2人目以降のカード使用者等の年会費は、カード使用者等として入会後から1人目のカード使用者等の年会費請求月までの間は生じないものとします。

■Chambersカード「個人情報の取扱いに関する特約」

2025年12月9日改定

第1条 (本特約の適用)

本特約は、法人会員規約(ビジネスカード用)上の「個人情報の取扱いに関する同意事項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意事項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはChambersカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意事項」上の定義によるものとします。

第2条 (個人情報の取得・保有・利用・提供)

代表者等およびカード使用者(以下これらを総称して「同意者」といいます。))は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。))または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。))が取得した以下各号の情報は、(以下「個人情報」といいます。))を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。))に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

① 入会申込時に入会後に同意者が所定の申込書等に記載した、またはカード会社に提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。))、

② 入会申込日、契約日、支払口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。

③ 本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でお問合せ等によりカード会社が知り得た情報。

提携先名称: 日本商工会議所および実施商工会議所
住 所: 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル
電 話 番 号: 03-3283-7824
利 用 目 的: ① 日本商工会議所および実施商工会議所の事業における市場調査、商品開発。
② 日本商工会議所および実施商工会議所の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

第3条 (利用中止の申出)

同意者が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、カード会社または提携先に中止を申出た場合、カード会社および提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、カード会社もしくは提携先にご連絡ください。

第4条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 同意者は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

■ 本紙に記載のない規約類はこちらからご確認ください。

<https://www.cr.mufig.jp/kyk.all/>



カード発行会社

■三菱UFJニコス(株)

三菱UFJニコス入会専用ダイヤル ☎0120-151117 受付時間 9:00~17:00 (無休・年末年始は休み)

■三菱UFJニコスが指定するカード発行会社

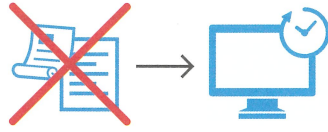
あおぎんカードサービス(株)	〒030-0862 青森市古川一丁目16番16号 青森みちのく銀行古川ビル4階	☎ 017-776-2161
(株)池田泉州DC	〒531-0072 大阪市北区豊崎3丁目2番1号	☎ 06-6371-2655
(株)いよぎんディーシーカード	〒790-0003 松山市三番町4丁目12番地1 いよぎん三番町ビル2階	☎ 089-947-7714
(株)紀陽カードディーシー	〒640-8033 和歌山市本町四丁目45番地	☎ 073-426-7270
京都クレジットサービス(株)	〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路731番地	☎ 075-341-5500
(株)滋賀ディーシーカード	〒520-0041 大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル2階	☎ 077-526-1302
静銀カード(株)	〒424-0886 静岡市清水区草薙1丁目13番10号	☎ 054-344-1155
(株)十六カード	〒500-8556 岐阜市神田町7丁目12番地	☎ 058-263-1116
第四ディーシーカード(株)	〒950-0087 新潟市中央区東大通2丁目1番18号 だいし海上ビル4F	☎ 025-250-1610
ちびぎんカード(株)	〒261-7109 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト9階	☎ 043-276-2411
南都ディーシーカード(株)	〒630-0213 生駒市東生駒一丁目61番地7 南都地所東生駒ビル4階	☎ 0743-71-6800
(株)八十二カード	〒380-0935 長野市大字中御所218番地11	☎ 026-226-6611
(株)百五カード	〒514-0004 津市栄町3丁目123番地1 栄町ビル5階	☎ 059-227-3151
ひろぎんクレジットサービス(株)	〒730-0031 広島市中区紙屋町1丁目3番8 8階	☎ 082-248-5861
(株)福井カード	〒910-0023 福井市順化1丁目3番3号	☎ 0776-21-7881
(株)めびぎんカード	〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル4階	☎ 029-227-7731
(株)やまぎんカード	〒750-0016 下関市細江町2丁目2番1号	☎ 083-235-5211
山梨中銀ディーシーカード(株)	〒400-0016 甲府市武田2-9-4	☎ 055-255-1520
(株)りゅうぎんディーシー	〒900-0015 那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル6階	☎ 098-862-1525

貴社の合理化ニーズに さまざまな魅力でお応えします。

出張や接待の機動力アップはもちろん、経費管理の効率化、ビジネスコストの削減をサポートします。

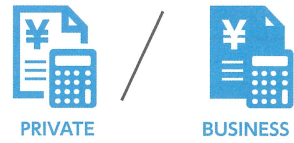
経費管理を一気に効率化し、処理の負担を軽減

経費のお支払いをカードに集約することで、仮払いや立替払いが不要になり、仕訳の負担や精算・お振込みの手間を減らせます。月々のご利用内容はカードご利用明細書に記載されるので、一目でチェックできます。



経費の「見える化」を実現

カードを利用することで、プライベートでのお支払いとの区分を明確にすることができます。また、お支払いの明細はWEBで簡単にご確認いただけます。



会員専用Webサービス「My Digital Connect」登録無料

パソコン・スマートフォンで簡単にご請求額・ポイント照会等がご利用いただけるインターネットサービスです。

Eメールでご請求額の確定をお知らせしたり、ご利用明細書をペーパーレスにする「WEB明細チェック」もご利用いただけます。

※「請求額・利用明細照会」・「ポイント照会・応募」など一部のサービスでは、「ビジネス会員用照会者登録申請書」によるお届けが必要です（ご利用いただくカード使用者さまをご指定いただけます）。

ゆとりあるご利用枠で幅広い経費のお支払いが可能

カードでお支払いいただけるのは、出張や接待の費用だけではなく、ゆとりあるご利用枠でさまざまな経費のお支払いにカードをご利用いただけます。振込手数料の大幅な削減も図れます。



経費のお支払いでポイントがためられ、
たまったポイントは、使い方を選んでビジネスに有効活用できます。

多様なポイントプログラム「グローバルポイント」

カードご利用金額に応じてたまったポイントを、
さまざまな商品に交換できます。



◆ポイントの付き方

1ヵ月のカードご利用金額合計1,000円ごとに、基本ポイントを1ポイント付与いたします。

※一部、ポイント付与対象外のお取引がございます。

◆ポイント有効期限

ポイント獲得月から2年間(24ヵ月)です。

◎グローバルポイントの詳細は三菱UFJニコスWEBサイトをご確認ください。

ポイント交換例

提携航空会社のマイルへ移行

日本航空「JALマイレージバンク」のマイルへ移行できます。

アイテムと交換

家電や雑貨、体験型カタログなどバラエティ豊かなアイテムと交換できます。社内での褒賞ギフトなどとしてもご利用いただけます。



ETCカードもあわせてお申込みください。

ETCカードでキャッシュレス&スムーズ

同時申込OK

新規発行手数料*・年会費 **無料** *一般カードは新規発行手数料が1枚につき1,100円(税込)かかります。

ETCマークのある有料道路の料金所をキャッシュレスでスムーズに通行いただけます。通行区間・通行時間帯によっては通行料金が割引きされてお得です。



※あわせてお持ちいただくカードの年会費は所定の金額を別途申し受けます。
※ETCカードはカードとは別送となる場合がございます。また、お届け日が異なる(ETCカードを先にお届けする)場合がございます。
※ご利用代金はあわせてお持ちいただくカードご利用分と合算してご請求します。
※ETCカードをご利用の際は「ETC車載器」が必要です。

Chambersカードのご案内

■商工会議所会員のためのカード

「Chamber」とは、英語で「会議所」を意味し、文字どおり商工会議所会員のためのカードであり、非会員は保有することはできません。

■使用目的に応じたカードの種類

Chambersカードは、使用目的に応じて次の2種類に分かれています。(カード種類は、それぞれゴールドと一般があります。)

- ◎事業所用カード…法人・個人を問わず事業を営む事業所を対象としています。
- ◎個人用カード…事業所の代表者、または、それに準ずる方など、事業所が認めた方を対象としています。

※本申込書は事業所用カード専用申込書です。

■付加される価値あるメリット

1. 別記の三菱UFJニコス固有のサービスをご利用いただけます。
2. Chambersカードを実施している商工会議所が域内を中心とした独自のサービスメリットを付加し、実施商工会議所が相互にサービスを提供しあうことにしています。したがって、この制度に参加する商工会議所が増えるとともにサービスは拡大され、さまざまなサービスをご利用いただけることとなります。
3. 事業所用カードを利用することによって、その利用状況の一覧表がカード発行会社から定期的に報告されますので、現金出納事務の合理化など経営面で効果が期待されます。また、個人用カードとの併用によって、事業用経費と個人経費の区別化・制度化にも役立ちます。

※ご注意 ご入会の諸手続をはじめカードの発行に係るすべての業務は、三菱UFJニコスまたは三菱UFJニコスフランチャイズが行いますので、あらかじめご承知おきください。

ゴールド ビジネス



お申込資格	原則として業歴3年以上で、 2期連続黒字決算の法人または個人事業主。
年会費 (税込)	カード使用者1名さまの場合 11,000円 2人目より、1名さまにつき 2,200円
カードご利用可能枠	100万~300万円(ご契約法人単位)

※新規ご入会時のカードご利用可能枠は上記の範囲で審査し決定した額とします。すでにカード発行会社が発行するビジネスカード(*)を複数枚お持ちの場合、ご利用可能枠は原則として最も高額なカードのご利用可能枠がすべてのカードに共通して適用となります。

*カード発行会社が三菱UFJニコス以外の場合は、三菱UFJニコスフランチャイズのカードに限ります。

ビジネス(一般)



お申込資格	原則として黒字決算の法人または個人事業主。
年会費 (税込)	カード使用者1名さまにつき 275円
カードご利用可能枠	40万~80万円(ご契約法人単位)

上質なサービスをご提供します。

いざというときの各種カード付帯保険

ゴールド会員さま限定

◆海外旅行傷害保険 最高 5,000万円*1

◆国内旅行傷害保険 最高 5,000万円*1

- *1 【自動付帯分:最高1,000万円】+【カード利用条件:最高4,000万円】*2の合計額
- *2 本カードで事前に「搭乗する公共交通乗用具」または「参加する宿泊を伴う募集型企画旅行」、「宿泊施設(国内のみ)」の料金をお支払いいただくことが条件となります。

◆ショッピング保険 年間補償限度額 300万円

※一部対象外の商品がございます。

◎付帯保険の内容は概要です。詳細(適用条件等)はお問合せください。

空港ラウンジサービス

ゴールド会員さま限定

羽田空港・成田国際空港・中部国際空港・関西国際空港などの国内主要空港に加え、ダニエル・K・イノウエ国際空港(ホノルル)の空港ラウンジを無料でご利用いただけます。

※ご同伴者は有料でご利用いただけます。

お申込みにあたって

- カード使用者さまの追加をご希望の場合は、カード発行会社まで別途申込書をご請求のうえ、お申込みください。
- ご記入いただいた入会申込書は、本人確認書類とあわせてご提出ください。

各種サービスの詳細はWEBサイトよりご確認ください。

<https://www.cr.mufg.jp/business/service/mufgcard/index.html>



法人・個人事業主用
Chambersカード入会申込書

1 お申込日
2 カード種別・カードブランド
3 取引目的
4 お申込者
5 個人事業主の方の情報
6 お申込法人について
7 実質的支配者について
8 お取引担当者について
9 カードを申込まれる方について
10 お支払口座
11 お支払口座

法人の方むけ 個人事業主の方むけ 法人の方・個人事業主の方共通

4 お申込者
「1 法人」または「3 人格のない社団または財団」のいずれかの□に✓印をお付けください。
「2 個人事業主」の□に✓印をお付けください。

5 個人事業主の方の国籍
該当する□に✓印をお付けください。
国籍が日本以外の方はカッコ内に国籍をご記入ください。
※日本以外の複数の国籍を保有されている場合は、「日本以外」の□に✓印をお付けいただき、カッコ内に複数の国籍をご記入ください。

6 お申込法人について
法人名、代表者名、連絡先所在地などをご記入ください。
登記事項証明書等に記載の事業内容に副業がある場合は、事業内容に加えて副業もご記入ください。
(副業例) アルバイト、パート、学生など

7 実質的支配者について
詳細につきましては、右面の「実質的支配者のご記入について」をご確認ください。
(お申込者が「個人事業主」、「人格のない社団または財団」、「国、地方公共団体、独立行政法人」の場合、Ⅲの□に✓印をお付けください。実質的支配者のご記入は不要です。)
※お申込法人と実質的支配者の関係について、該当する□に✓印をお付けください。

「お申込法人」が「Ⅰ 資本多数決法人のお客さま」または「Ⅱ 資本多数決法人以外のお客さま」に該当する場合、実質的支配者について「個人」「国等」「上場会社」のいずれかを選択のうえ必要事項をご記入ください。
※「個人」「国等」「上場会社」によって、ご記入いただく必要事項が異なりますのでご注意ください。
個人：①氏名称 ②性別 ③生年月日 ④自宅住所または所在地
国等：①氏名称 ②自宅住所または所在地
上場会社：①氏名称 ②代表者氏名 ③自宅住所または所在地

お申込みの際は、必ず本人確認書類をご提出ください。 ※[入会申込書]とあわせてご提出ください。

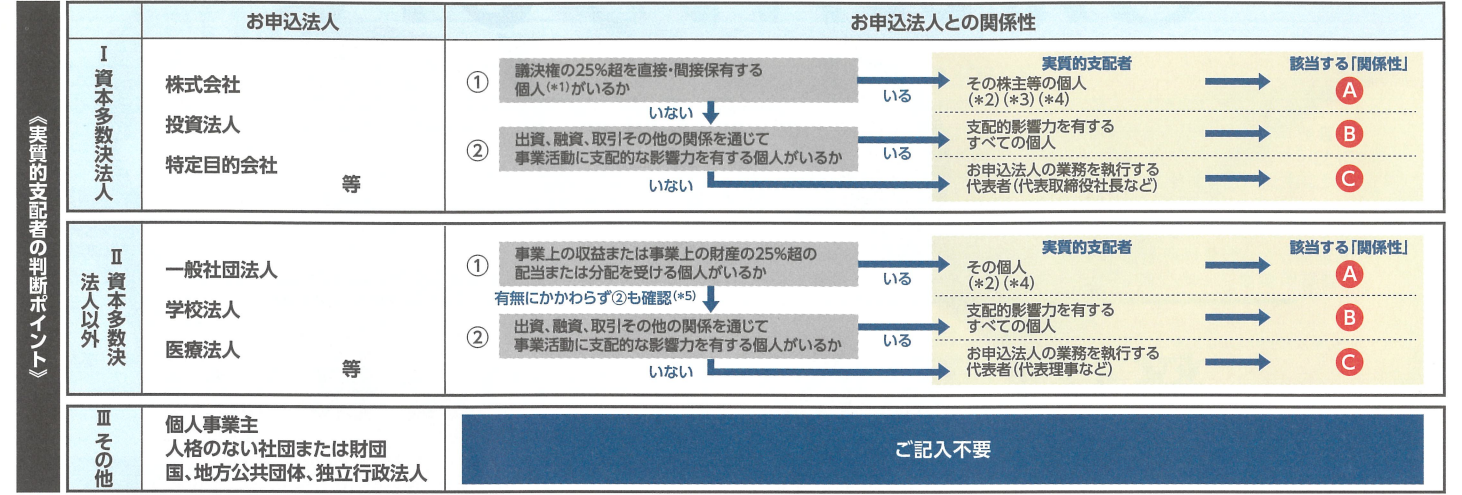
犯罪収益移転防止法にもとづき本人確認書類が必要となります。
右記三菱UFJニコスWEBサイトの案内を必ずご確認ください。(URL) <https://www.cr.mufj.jp/kyc/>



※カード発行会社到着時点で有効な書類のコピー(不鮮明なものは不可)をご提出ください。
※本人確認書類は、法令上カード発行会社に保管の義務があるため返却できません。また、不備等で使用できなかった書類は、廃棄させていただく場合がございます。

実質的支配者のご記入について ※記入面 7 の該当する記号の□に✓印およびご記入をお願いいたします。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、お申込法人の「実質的支配者」および「お申込法人との関係」をご記入いただく必要があります。以下(実質的支配者の判断ポイント)に沿って「実質的支配者」を特定するうえ、A~Cに該当する「対象者」を「実質的支配者」としてご記入ください。なお、「実質的支配者」となるのは、「個人」のほか「国、地方公共団体、独立行政法人」「上場会社」のみです。



(*1) 個人が保有する議決権(a)と、その個人が支配(直接または間接に50%超の議決権を保有)している法人が保有する議決権(b)を合計(a+b)した割合が25%超となる場合、その個人が実質的支配者に該当します。
(*2) その個人が事業経営を支配する意思・能力がないことが明らかなる場合を除きます。
(*3) 右記ア イ)の個人が(*2)に該当する場合、①に該当する方がいないため、②をご確認ください。ア)議決権の50%超を保有する個人 イ)議決権の25%超を保有するすべての個人
(*4) 50%超の場合は該当者1名のみ、50%超の方がいない場合は25%超の該当者すべてをご記入ください。
(*5) ①に該当する方がいる場合は②に該当する方をすべてご記入ください。

個人情報の取扱いに関する重要事項

※カードお申込み時に必ずお読みください。お手元にお控えください。

本重要事項は、代表者、カード使用者およびお申込みのお客さまが個人事業主である場合、その当該個人に適用されます。各個人の情報の取扱いについては、下記事項をご確認のうえお申込みください。

- 1. (個人情報の取得・保有・利用・提供)**
(1) 三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。))または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。))は、本申込みを含むお客さまと当社の取引との取引の信用および信後の管理のため、以下の情報を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。
① 本人に関する情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、実質的支配者、取引目的、事業内容、その他所定の申込書等に記入、申告された事項、または当社へ提出した書面等に記載された情報。
② 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果等、本契約の内容及び内容に関する情報(本申込みの事実および入会審査結果情報を含みます。)
③ 本契約のもとで支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でお問合せ等により当社が知り得た情報。
④ お客さまに申告いただいた資産、収入、負債、ならびに本契約以外の当社との契約により取得したカードおよびローン等の利用・支払履歴(ただし、代表者または個人事業主の情報に限りません。)
⑤ 当社が適法かつ適正な方法により取得した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
⑥ 本人確認書類、収入証明書等、法令等にもとづき取得が義務付けられ、または認められることによりお客さまが提出した書類の記載事項。
官報、電話帳、住宅地帯等において公開されている情報。
(2) 当社は、お客さまの上記①②③の個人情報を下記の目的のために利用いたします。
① カードの基本的な機能や付帯サービスの提供。
② 当社のクレジット関連事業における市場調査・商品開発。
③ 当社または加盟店等の事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。当社の事業内容の詳細につきましては当社の定款に記載している内容となります。なお、三菱UFJニコスの事業内容の詳細につきましては次のホームページをご覧ください。<https://www.cr.mufj.jp>
(3) 当社は、下記の提携先にお客さまの上記①②③の個人情報を提供し、提携先は下記の目的のために当該個人情報を利用いたします。
提携先名称：日本商工会議所および実施商工会議所
住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重構ビル
電話番号：03-3283-7824
利用目的：①日本商工会議所および実施商工会議所の事業における市場調査、商品開発。
②日本商工会議所および実施商工会議所の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。
(4) 当社は、本契約のもとで当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。
- 2. (個人信用情報機関への登録・利用)**
(1) 当社は、当社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」といいます。))および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。))に、お客さま(個人事業主に限ります。以下2.(1)および(2)において同じ。))の個人情報(官報情報等を含みます。))が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断(支払能力・返済能力の調査および与信後の管理)のために利用いたします。ただし、お客さまの支払能力・返済能力に関する情報については、割賦販売法および資金業法により、お客さまの支払能力・返済能力の調査の目的に限りません。
(2) 当社は、本契約に関する客観的な取引事実にもとづき個人情報を加盟個人信用情報機関に下表に定める期間、登録いたします。また、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員は、当該個人情報の提供を受け、自己の与信取引上の判断(支払能力・返済能力の調査および与信後の管理)のために利用いたします。ただし、お客さまの支払能力・返済能力に関する情報については、割賦販売法および資金業法により、お客さまの支払能力・返済能力の調査の目的に限りません。

登録情報	登録期間	
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構(JICC)	全国銀行個人信用情報センター
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
②本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月以内	当社が個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間
③本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該譲渡の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了日(完済日)から5年を超えない期間
④本契約に係る債務の支払いを遅滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了日(完済日)から5年を超えない期間

8 お取引担当者について
9 カードを申込まれる方について
10 お支払口座
11 お支払口座

8 お取引担当者について
お取引担当者の方のお名前、自宅住所などをご記入ください。
※ご記入がない場合は代表者をお取引担当者としていただきます。
事業主さまのお名前、自宅住所などをご記入ください。

9 カードを申込まれる方について
代表者の方がカードを申込まれる場合、9にてご記入いただいたお名前、自宅住所などをご記入ください。
※カードを申込まれるご本人さまがご記入(自署)ください。

ETCカードのお申込みをご希望の場合は□に✓印をお付けください。
代表者の方以外でカードを申込まれる方のお名前、自宅住所などをご記入ください。
※カードを申込まれるご本人さまがご記入(自署)ください。

カードに正確なお名前を刻字するために、外国人の方、フリガナに「ハッ」等の小書きを含む方はご記入ください。

10 ⑩ お支払口座
お支払口座(一般金融機関またはゆうちょ銀行)を必ずご記入ください。
<口座名義について>
法人の方:法人名義に限りません。
個人事業主の方:代表者(屋号付きの場合は、屋号+代表者)名義に限りません。
※金融機関にお聞けと同じ口座名義をご記入ください。

一般金融機関またはゆうちょ銀行へのお届印を必ず捺印ください。
お届印がサインの場合はサインをご記入ください。
※届出印(またはサイン)不要口座の場合は、お届印欄に「印不要」とご記入ください。

